

## みやぎNPO夢ファンド助成規程

(目的)

第1条 この規程は、みやぎNPO夢ファンド設置規程(以下、「設置規程」という。)第20条の規定に基づき、設置規程第5条に定める事業に係る助成金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 設置規程第5条によりみやぎNPO夢ファンドから助成金の給付を受ける者(以下「受益者」という。)は、宮城県の民間非営利活動を促進するための条例(平成10年宮城県条例第36号)第2条第2項で規程する民間非営利活動団体(以下「NPO」という。)のうち、別に定めるものとする。

(助成対象活動)

第3条 このファンドの助成対象活動は、主として宮城県内におけるNPO活動のうち、第4条第2項各号に定める要件に合致する活動とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は助成対象としない。

- (1) 地区住民の交流行事や親睦会的な活動
- (2) 政治又は宗教布教を目的とする活動及びそれらの活動と連動性又は一体性を持つ活動
- (3) 主催事業以外の事業における活動
- (4) その他別に定める活動

(助成の種類・助成金の額等)

第4条 設置規程第5条に定める事業に対する助成金の各年度の総額は、県拠出金から500万円程度、これに寄附金を合算した額から運営経費を控除した額とする。

2 助成の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 「人材育成支援プログラム」

NPOの自律的、継続的活動の基盤となる「人材」の育成支援を目的に、NPOが理事、スタッフ及び会員等を対象に内部研修を実施する際の事業費用を助成する。

助成金の額は、事業費総額の4分の3以内で、10万円から15万円の範囲内とする。

助成は、個々のNPOが実施する研修事業に限らず、複数のNPOが共同して実施する研修事業も対象とする

- (2) 「ステップアップ支援プログラム」

本県のモデルケースへの発展が期待される、高い公益性を有する活動への支援を目的に、その事業費用を助成する。

助成対象となる事業は、単年度事業費総額125万円以上のものとし、助成金の額は、単年度事業費総額の5分の4以内、100万円を上限とする。

助成は、同一のNPOに対し、毎年度の審査を経て最大3年間継続して実施できるものとする。

- (3) 「スタートアップ支援プログラム」

既存NPOの新規の活動，団体開設期にあるNPOの初期的活動への支援を目的に，その事業費用を助成する。

助成金の額は，事業費総額の5分の4以内で，15万円から20万円の範囲内とする。

3 前項各号に規定した各プログラム間における助成金の配分は，応募状況等により柔軟に対応するものとする。

（募集）

第5条 設置規程第3条1項に定める運営者は，毎年度，別に募集要項を定めて助成金申請者の募集を行うものとする。

（申請の手続）

第6条 助成金の給付を希望する者は，別に定める申請書及び添附書類（以下「申請書類」という。）を所定の期日までに，運営者に提出又は郵送しなければならない。

（事前調査）

第7条 運営者は，必要があると認めるときは，申請活動の内容等について助成金の給付を希望する者から聴取等の調査をすることができる。

（審査）

第8条 助成金の給付先は，設置規程第8条に定めるみやぎNPO夢ファンド運用委員会（以下「運用委員会」という。）の審議，選考を経て，設置規程第2条第1項に定める設置者が決定する。

2 審査は，別に定める審査基準に基づき，書類審査と公開審査により行う。

3 公開審査の対象となった申請者は，公開審査会で申請する活動の計画などについてプレゼンテーションを行わなければならない。

（選考）

第9条 運用委員会は，前条の書類審査及び公開審査の内容に基づき審議し，助成先を選考する。

（助成先の決定等）

第10条 設置者は，前条の選考の結果により，助成先及び助成金の額を決定する。

2 前項の決定は，書面により助成申請者に通知する。

（振込口座指定書の届出）

第11条 助成金の受給者として決定された者（以下「受給者」という。）は，別紙銀行振込口座指定書を運営者に届けなければならない。

（助成金の給付）

第12条 助成金の給付は概算払いとし，受給者からの請求により，一括して給付する。

2 助成金の支給方法は，銀行振込の方法によるものとし，前条に基づき届出のあった銀行口座に振り込むものとする。

（活動の状況報告等）

第13条 運営者は，必要があると認めるときは，受給者に助成活動の遂行の状況について報告を求めることができる。

（助成事業の変更等）

第14条 受給者は，助成活動の変更，中止又は廃止しようとするときは，その理由を付

した書面により運営者に報告し、その承認を受けなければならない。

2 運営者は、前項の承認をするに当たり必要があると認めるときは、設置者との協議により、助成の内容を変更し、又は助成の決定を取り消すことができる。

3 運営者は、前項の変更又は取り消しの結果、過払いが生じたときは、受給者にその金額を返金させるものとする。

4 運営者は、第2項の変更又は取り消しをしたときは、軽微な変更の場合を除き、速やかに運用委員会の委員に報告しなければならない。

(活動成果の報告等)

第15条 受給者は、設置者及び運営者が主催する公開事業報告会において助成活動の成果を発表しなければならない。

2 受給者は、助成活動についてその完了の日から1ヶ月以内の実績報告書を運営者に提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第16条 運営者は、前条第2項の実績報告があったときは、速やかにその内容を審査し、助成金の額を確定し、受給者に通知するものとする。

2 助成金の額の確定に際して必要があると認めるときは、運営者は受給者に対して帳簿等の写しの提出又は閲覧を求めることができる。

3 運営者は、助成金の額の確定の結果、過払いが生じたときは、受給者にその金額を返金させるものとする。

(助成金の返還)

第17条 運営者は、受給者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、設置者との協議により、これを公表するとともに、支給した助成金の返還を求めることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により助成金の給付を受けたことが判明したとき。

(2) 助成金を申請目的以外のために使用したとき。

(助成金受給の辞退)

第18条 受給者は、何時でも助成金受給の辞退を申し出ることができる。

(受給者の情報公開)

第19条 受給者の申請書類のうち、当該団体の概要に関するものについては、設置者及び運営者の管理の下に、広く一般に公開するものとする。

(その他)

第20条 この規程に定めのない事項、又はこの規程の各条項に照らしその適用に疑義が生じた事項については、設置者及び運営者は運用委員会に付議し、その意見に基づき決定するものとする。

(実施細則)

第21条 この規程の実施について必要な事項は、運用委員会が協議により決定する。

## 附 則

この規程は、平成16年3月2日から施行する。